



付表1-1 税率別消費税額計算表 兼 地方消費税の課税標準となる消費税額計算表
〔経過措置対象課税資産の譲渡等を含む課税期間用〕

一般

課税期間		元号	年	月	日	元号	年	月	日	氏名又は名称	F04		
N01					~	N02							
区分		旧税率分小計 X			税率6.24%適用分 D			税率7.8%適用分 E			合計 F (X+D+E)		
課税標準額		① (付表1-2の①X欄の金額) 円			D 円			E 円			F 円 ※第二表の①欄へ		
G01		000			G19 000			G30 000			G48 000		
① 課税資産の譲渡等の対価の額	①	G02 (付表1-2の①-1X欄の金額)			G20 ※第二表の⑤欄へ			G31 ※第二表の⑥欄へ			G49 ※第二表の⑦欄へ		
	②	G03 (付表1-2の①-2X欄の金額)			※①-2欄は、課税売上割合が95%未満、かつ、特定課税仕入れがある事業者のみ記載する。			G32 ※第二表の⑨欄へ			G50 ※第二表の⑩欄へ		
内 特定課税仕入れに係る支払対価の額 訳	①	G04 (付表1-2の②X欄の金額)			G21 ※第二表の⑬欄へ			G33 ※第二表の⑭欄へ			G51 ※第二表の⑮欄へ		
	②	G05 (付表1-2の③X欄の金額)			G22 (付表2-1の⑳・㉑D欄の合計金額)			G34 (付表2-1の⑳・㉑E欄の合計金額)			G52 ※第一表の③欄へ		
消費税額		② G04			G21			G33			G51		
控除過大調整税額		③ G05			G22			G34			G52		
控 除 税 額	控除対象仕入税額	④ G06 (付表1-2の④X欄の金額)			G23 (付表2-1の㉒D欄の金額)			G35 (付表2-1の㉒E欄の金額)			G53 ※第一表の④欄へ		
	返還等対価に係る税額	⑤ G07 (付表1-2の⑤X欄の金額)			G24			G36			G54 ※第二表の⑰欄へ		
	⑤ 売上げの返還等対価に係る税額	⑤-1	G08 (付表1-2の⑤-1X欄の金額)			G25			G37			G55 ※第二表の⑱欄へ	
		⑤-2	G09 (付表1-2の⑤-2X欄の金額)			※⑤-2欄は、課税売上割合が95%未満、かつ、特定課税仕入れがある事業者のみ記載する。			G38			G56 ※第二表の⑲欄へ	
	貸倒れに係る税額	⑥ G10 (付表1-2の⑥X欄の金額)			G26			G39			G57 ※第一表の⑥欄へ		
	控除税額小計 (④+⑤+⑥)	⑦ G11 (付表1-2の⑦X欄の金額)			G27			G40			G58 ※第一表の⑦欄へ		
	控除不足還付税額 (⑦-②-③)	⑧ G12 (付表1-2の⑧X欄の金額)			G28 ※⑩E欄へ			G41 ※⑩E欄へ			G59		
差引税額 (②+③-⑦)	⑨ G13 (付表1-2の⑨X欄の金額)			G29 ※⑫E欄へ			G42 ※⑫E欄へ			G60			
合計差引税額 (⑨-⑧)	⑩ G14			G27			G40			G58 ※マイナスの場合は第一表の⑧欄へ ※プラスの場合は第一表の⑨欄へ			
地 方 消 費 税 の 課 税 標 準 額	控除不足還付税額	⑪ G14 (付表1-2の⑩X欄の金額)			G27			G40			G58 (⑧D欄と⑧E欄の合計金額)		
	差引税額	⑫ G15 (付表1-2の⑫X欄の金額)			G29			G42			G60 (⑩D欄と⑩E欄の合計金額)		
合計差引地方消費税の課税標準となる消費税額 (⑫-⑪)		⑬ G16 (付表1-2の⑬X欄の金額)			G29			G42			G60 ※マイナスの場合は第一表の⑩欄へ ※プラスの場合は第一表の⑪欄へ ※第二表の⑳欄へ		
譲 渡 割 額	還付額	⑭ G17 (付表1-2の⑭X欄の金額)			G29			G42			G60 (⑩E欄×22/78)		
	納税額	⑮ G18 (付表1-2の⑮X欄の金額)			G29			G42			G60 (⑫E欄×22/78)		
合計差引譲渡割額 (⑮-⑭)		⑯ G18			G29			G42			G60 ※マイナスの場合は第一表の⑪欄へ ※プラスの場合は第一表の⑫欄へ		

注意 1 金額の計算においては、1円未満の端数を切り捨てる。
2 旧税率が適用された取引がある場合は、付表1-2を作成してから当該付表を作成する。